

<よくあるご質問>

Q 1, 更新の必要書類は、指定更新申請書・誓約書・指定通知書の写しの3点でいいですか？

A 1, 令和3年4月1日より、自立支援給付に関する業務等が適切かつ円滑に行われるよう、6年に一度の指定更新時に、自己点検表による点検を実施していただくことになりました。実施していただいた自己点検結果についても、指定更新書とともに、ご提出をお願いします。

また、直近の申請（指定又は変更）時から変更がある場合は変更届も合わせて提出してください。例えば、指定を受けた後に管理薬剤師が変わった、法人の代表者が変わったなどがあります。

Q 2, 書類は郵送でいいですか？

A 2, はい。内容に不備があれば、申請担当者にご連絡します。

Q 3, 登録省令第9号に該当するかどうか分からない。

A 3, 開設者が保険医・保険薬剤師であり、当該保険医・保険薬剤師とその者同一の世帯に属する配偶者・直系血族・兄弟姉妹である保険医・保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事している場合に該当になりますが、更新申請をしていただければ、登録省令第9号による書類の提出は不要です。